

(公社)日本材料学会 衝撃部門賞 規定

【目的】

1. 日本材料学会衝撃部門委員会の活性化と材料の衝撃工学分野の研究・開発の発展を図るため、日本材料学会衝撃部門賞(以下、部門賞という)を設ける。

【表彰】

2. 部門賞は、その功績の内容により、功労賞、業績賞および奨励賞の各賞の名称を付する。
3. 表彰は、部門委員会委員長名により行い、受賞者には賞状及び記念品を贈って表彰する。
4. 表彰は原則として年1回とし、部門委員会で行い、併せて業績賞および奨励賞の受賞者に記念講演をしていただく。

【受賞者の資格及び対象となる功績、業績】

5. 功労賞、業績賞および奨励賞の受賞者は、衝撃工学分野の研究・開発に業績のある個人を対象とし、該当年度の受賞者数の合計は若干名とする。

功労賞(Distinguished Service Award):

衝撃工学分野の研究・技術の発展に貢献するとともに、部門の発展、活性化に顕著な功績のあった個人に授与する。

業績賞(Outstanding Achievement Award):

最近の一連の研究・技術において独創性及び有用性の著しい業績をあげた個人に授与する。

奨励賞(Encouragement Award for Promising Researchers):

最近、衝撃工学分野の研究を始め、一連の研究・技術において将来性に富む業績をあげた個人に授与する。

なお、各賞の対象となる功績、業績の詳細は、「幹事会申し合わせ」に別に定める。選考から洩れた候補者は、応募初年度を含み2年間、辞退の申し出が無い限り自動的に候補者として残すものとする。ただし、応募書類の再提出を求める。同一人物が部門賞の複数の賞に同時に応募することはできない。また、2年連続して異なる部門賞への応募は不可とする。

【推薦方法及び告示方法】

6. 功労賞、業績賞および奨励賞の受賞候補者の推薦は、自薦あるいは他薦とする。推薦の方法・時期は、インターネットにより知らせ、またホームページにも掲載する。

【選考】

7. 部門幹事会は、当該年度の受賞者選考のための選考委員会を組織し、受賞者の選考を行う。選考委員会の選考結果は、部門幹事会の承認を経て、決定

される。

8. 部門賞の選考委員会の構成は、「選考手順内規」に別に定める。

【その他】

9. 部門賞に関する諸経費は、部門運営費より支出する。

10. この規定の変更は、部門幹事会の発議により、部門幹事の3分の2以上の賛成を得て行うことができる。

【付 則】

この規定は、平成13年5月10日から施行する。

【付 則】

この規定は、平成16年7月30日から施行する。

【付 則】

この規定は、平成19年11月30日から施行する。

【付 則】

この規定は、平成20年9月30日から施行する。

【付 則】

この規定は、平成20年12月20日から施行する。

【付 則】

この規定は、平成29年6月28日から施行する。